

竹たけのこ生産支援事業実施基準

竹たけのこ生産支援事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び熊本県特用林産物関係補助事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この実施基準の定めるところによる。

1 目的

この基準は、竹たけのこ生産支援事業（以下「事業」という。）における竹林整備及びそれに係る伐竹機械等導入等の実施に当たっての基準等を示すことにより、当該事業の適正な執行を確保することを目的とする。

2 事業の内容等

事業は、竹材やたけのこ生産を行う体制を整備し、竹産業の振興を図るため、意欲ある生産者や伐竹業者が、地域の竹林所有者の協力のもと合意形成を図り、計画的な竹林整備に取り組むことに対して助成を行うものである。

また、事業実施に当たっては、生産者や伐竹業者、森林組合、林業研究グループ、NPO法人等が実施主体として取り組むものとし、地域の竹林所有者（3戸以上）の竹林を集約化、竹林整備計画（3カ年）を策定し、竹林整備を行うものを助成の対象とする。

なお、補助対象経費については、別表1、補助対象となる伐竹機械等については、別表2のとおりとする。

3 事業実施計画の作成

(1) 竹林整備計画の作成

本実施基準の2に定める竹林整備計画は、要領別記第1号様式の付表1とする。

(2) 標準地調査及び測量

(ア) 竹林整備を行う事業主体は、竹林整備計画の策定及び事業費の算定をするため、事業対象竹林において標準地調査を行うものとする。なお、標準地調査は、申請年度に整備する箇所で行うこととする。

(イ) 標準地調査は、1施行箇所毎に成立本数が平均的な箇所にプロット（100m²、10m×10mを標準）を設け、その立竹の本数及び胸高直径を調査し、標準地調査野帳（別記第1号様式）を作成するものとする。

1施行箇所のプロット数は、0.5ha以下の竹林については1箇所以上設置し、0.5haを超える竹林については0.5haにつき1箇所の割合で複数設置するものとする。

(ウ) 竹林整備の対象竹林の面積は、森林簿及び森林計画図等により算出するものとする。ただし、現地の状況が、森林簿及び森林計画図等と著しく異なる場合には、ポケットコンパス又はGPS等による現地測量を行うものとする。

(3) 事業費の算定、設計書の作成及び添付資料等

(ア) 竹林整備等に係る事業費は、別表（積算表）による標準の単価、歩掛及び諸経費率により算定するものとする。

- (イ) 要領第5条第1項(4)で定める設計書は、別記第2号様式とする。
- (ウ) 竹林整備を行う事業主体は、要領第5条第1項(7)で定める書類として、計画図(事業区域や簡易作業道整備の際の線形等を表示。縮尺1/5, 000)を添付するものとする。
- (エ) 事業主体は、自己所有地以外の竹林で事業を実施する場合は、要領第5条第1項(7)で定める書類として、たけのこ生産については、園地の管理及びたけのこの生産出荷等を行う権利が事業実施後3年以上あることを証明する書類(協定書、契約書等)、竹材生産については、竹林を伐採及び搬出・利用を行う権利を証明する書類(協定書、契約書等)を添付するものとする。
- (オ) 農業協同組合や森林組合等の法人格を有する者が事業主体となる場合は、その構成員の所有する竹林は自己所有林とは見なさないものとする。

4 事業の実施及び管理

(1) 竹林整備【たけのこ生産】

(ア) 親竹は、1～6年生で胸高直径8～10cmの竹を選定し、1ha当たり1,000～3,000本を目安に仕立てるものとする。ただし、既にたけのこを生産している竹林が災害により1ha当たり1,000本以上の被害を受けた場合は、被害竹の伐採を行うことができるものとする。

(イ) 伐倒した竹は、竹林内で土留めや獣害対策に利用し、残った竹は竹林外に搬出するとともに、製紙用原料の資材等として有効活用に努めるものとする。

(ウ) 伐竹本数の管理は、前述の3の(2)の(イ)の標準地調査に準じて実施するものとし、その管理基準値は、プラスマイナス5%とするが、一施行箇所の中でプロットを複数設置した場合は、残存本数プラスマイナス5%で管理することとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を撮影するものとする。

なお、事業実施前の状況及び事業完了の写真は、同一構図となるよう撮影するものとする。

(エ) 施肥や客土は、たけのこの発生量と密接に関係するため、生産目標に応じて実施できるものとする。

また、使用した肥料や客土の量が確認できるよう写真及び領収書等を整理するものとする。

(オ) 1事業地の事業実施期間は、単年度によるものとし、複数年度による施行は認めないものとする。

(2) 竹林整備【竹材生産】

(ア) 1ha当たり500本以上は残すものとする。伐倒した竹は竹林外に搬出し、利用するとともに、利用できない枝葉等は竹林内に整理するものとする。

(イ) 伐竹本数の管理は、前記の3の(2)の(イ)の標準地調査に準じて実施するものとし、その管理基準値は、プラスマイナス5%とするが、一施行箇所の中でプロットを複数設置した場合は、残存本数プラスマイナス5%で管理することとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を

撮影するものとする。

なお、事業実施前の状況及び事業完了の写真は、同一構図となるよう撮影するものとする。

(ウ) 1事業地の事業実施期間は、単年度によるものとし、複数年度による施行は認めないものとする。

(3) 簡易作業道整備

(ア) 簡易作業道は、たけのこ生産又は竹材生産を行うために整備することとし、安全な箇所適切に配置するものとする。

(イ) たけのこ生産又は竹材生産を行うために必要な規格及び構造とし、幅員は2.0メートルを標準とする。

なお、延長の管理基準値は、マイナス0%とし、幅員はマイナス10%とする。

(ウ) 管理は、変化点毎に側点を設け、延長及び幅員を管理するものとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を撮影するものとする。

5 事業の完了

事業主体は、事業が完了した場合には、以下の書類を添えて補助事業者に完了届を提出するものとする。

(1) 完了届の添付書類

(ア) 管理及び状況写真等

(イ) 事業完了調査書（別記第3号様式）

(ウ) 竹林整備計画作成に要した費用が確認できるもの（領収書、作業日誌等）

(エ) 伐竹等機械導入等に要した費用が確認できるもの（契約書、領収書等）

(オ) 講習会の開催に要した費用が確認できるもの（領収書、移動距離図等）

6 完了確認検査

検査は、完了届及びその他関係書類に基づき、現地検査を行うこととし、以下により実施するものとする。

なお、検査員は、検査完了後に検査調書（別記第4号様式）を作成するものとする。

(1) 竹林整備

(ア) 現地検査は、整備された竹林の状況や伐竹材の利用又は搬出状況等を確認するものとする。

(イ) 伐竹本数は、3の(2)の(イ)のプロットにより確認するものとする。

1 施行箇所の面積が1.0haを越える箇所については、全ての施行箇所を確認するものとする。1箇所の面積が1.0ha未満の箇所については、1.0ha未満の施行箇所数の1/10以上に相当する箇所を抽出し、確認するものとする。

原則、検査基準値は伐竹本数プラスマイナス5%とし、一施行箇所の中でプロットを複数設置した箇所については、残存本数プラスマイナス5%の検査基準値で確認するものとする。

なお、伐竹本数に疑義が考えられる場合は、成立本数が平均的な個所に新たにプロットを設け、確認することができるものとする。

(ウ) たけのこ生産のために行う施肥及び客土については、写真及び領収書等により使用した肥料や客土の量等を確認するものとする。

(2) 簡易作業道整備

(ア) 検査は、延長及び幅員について実施するものとし、その検査基準値は、延長マイナス0%、幅員マイナス10%とする。

(イ) 延長は全延長の1/10以上、幅員については概ね100mにつき1箇所以上を検測するものとする。

(3) 伐竹等機械導入、講習会開催

(ア) 契約書及び契約に関する金銭の支払い等について、確認を行うものとし、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領に準じて検査を行うものとする。

7 事業の普及啓発

(1) 竹林整備を実施した事業主体は、事業年度、事業名、事業主体名等を表示した看板を設置するものとする。

(2) 事業主体は、県及び地域関係者等から要請があった場合には、園地等の管理方法やたけのこ生産実績等を公開し、現地視察研修の受入れ等にも積極的に協力するものとする。

8 事業実施後のたけのこ生産報告

事業主体は、たけのこ生産のための竹林整備を実施した場合、毎年6月末日までに施行箇所毎に事業実施後3年間の園地の管理及びたけのこの生産状況を別記第5号様式により作成し、補助事業者を経由し広域本部長に報告するものとする。

附 則

この基準は、令和5年5月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表1 補助対象経費

事業区分	補助対象経費の内容	補助対象経費の区分	補助率又は補助金額
1 竹林整備計画作成	整備竹林の把握や作業道の配置に関する竹林整備計画書の作成に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・負担金 	定額 :上限:50万円
2 竹林整備	立竹の伐採、整理(片付け)、施肥		1/2以内
3 簡易作業道整備	簡易作業道の整備		定額 :上限400円/m (但しha当たり200mを上限とする)
4 伐竹機械等導入 レンタル及びリース	伐竹機械等のレンタル及びリースに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料及び賃借料 	1/2以内
5 安全・省力化装備の導入(防護ズボン、アシストスーツなど)	防護ズボン、アシストスーツなどの購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 	1/2以内
6 講習会の開催	講師旅費、謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・報償費 	1/2以内
7 伐竹用チェーンソー等の導入	竹林整備に係る機械の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 	1/2以内

別表2 補助対象となる伐竹機械等

事業内容	対象機械及び装備等
4 伐竹機械等導入 レンタル及びリース	<ul style="list-style-type: none"> ・ハーベスタ ・グラップル ・バックホウ ・林内作業車 ・チップパー ・その他知事が認めるもの
5 安全・省力化装備の導入 (防護ズボン、アシストスーツなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・防護ズボン ・アシストスーツ ・その他知事が認めるもの
7 伐竹用チェーンソー等の 導入	<ul style="list-style-type: none"> ・伐竹用チェーンソー ・ブロワー ・その他知事が認めるもの